

広島県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年八月十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第三十七号

広島県税条例等の一部を改正する条例

(広島県税条例の一部改正)

第一条 広島県税条例(昭和二十九年広島県条例第十六号)の一部を次のように改正する。

附則第十三条の三第一項中「この条」を「この項及び次項」に改め、同条に次の二項を加える。

3 警戒区域設定指示(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故に関して原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第五百十六号)第十五条第三項又は第二十条第三項の規定により内閣総理大臣又は原子力災害対策本部長(同法第十七条第一項に規定する原子力災害対策本部長をいう。)が市町村長に対して行った法附則第五十五条の二第一項第一号に掲げる指示をいう。以下同じ。)が行われた日において当該警戒区域設定指示に係る警戒区域設定指示区域(警戒区域設定指示の対象区域をいう。以下同じ。)内に所在した家屋(以下この項において「対象区域内家屋」という。)の同日における所有者その他の令附則第三十一条第三項に規定する者が、当該対象区域内家屋に代わるものと知事が認める家屋(以下この項及び次項において「代替家屋」という。)の取得をした場合における当該代替家屋の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が同日から当該警戒区域設定指示が解除された日から起算して三月(代替家屋が同日後に新築されたものであるときは、一年)を経過する日までの間に行われたときに限り、価格に当該代替家屋の床面積に対する当該対象区域内家屋の床面積の割合(当該割合が一を超える場合は、一)を乗じて得た額を価格から控除する。

4 警戒区域設定指示が行われた日において当該警戒区域設定指示に係る警戒区域設定指示区域内に所在した家屋の敷地の用に供されていた土地(以下この項において「対象土地」という。)の同日における所有者その他の令附則第三十一条第四項に規定する者が、代替家屋の敷地の用に供する土地で当該対象土地に代わるものと知事が認める土地の取得をした場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が同日から当該警戒区域設定指示が解除された日から起算して三月を経過する日までの間に行われたときに限り、価格に当該土地の面積に対する当該対象土地の面積の割合(当該割合が一を超える場合は、一)を乗じて得た額を価格から控除する。

附則第十四条の二第一項中「附則第十四条の四」を「附則第十四条の五」に改める。
附則第十四条の四の次に次の一条を加える。

(東日本大震災による被災自動車の代替自動車等の取得に係る自動車取得税の納税義

務の免除等)

第十四条の五 警戒区域設定指示区域内の自動車(以下「対象区域内自動車」という。

)の当該警戒区域設定指示区域に係る警戒区域設定指示が行われた日における所有者(第九十五条第一項に規定する場合にあつては、同項に規定する買主)その他の令附則第三十二条第四項に規定する者が対象区域内自動車以外の自動車(以下この項において「他の自動車」という。)の取得をした場合において、当該他の自動車の取得をした後に、対象区域内自動車が法附則第五十二条第二項各号に掲げる自動車で令附則第三十二条第二項で定めるもの(以下「対象区域内用途廃止等自動車」という。)に該当することとなり、かつ、当該取得した他の自動車を対象区域内用途廃止等自動車に代わるものと知事が認めるときは、当該他の自動車の取得が同日から平成二十六年三月三十一日までの間に行われたときに限り、当該他の自動車の取得に対する自動車取得税に係る徴収金の納税義務を免除する。

2 自動車取得税に係る徴収金を徴収した場合において、当該自動車取得税について前項の規定の適用があることとなつたときは、令附則第三十二条第四項に規定する者の申請に基づいて、当該徴収金を還付する。

3 前項の規定により還付を申請しようとする者は、規則で定める様式による申請書を知事に提出しなければならない。
附則第十八条の次に次の一条を加える。
(東日本大震災による被災自動車の代替自動車等に係る自動車税の納税義務の免除等

)
第十八条の二 令附則第三十二条第四項に規定する者が、附則第十四条の五第一項の規定の適用を受けることとなつた場合においては、同項に規定する他の自動車(法第四百四十五条第一項に規定する自動車に限る。)に対する平成二十三年度から平成二十五年までの各年度分の自動車税に係る徴収金の納税義務を免除する。

2 自動車税に係る徴収金を徴収した場合において、当該自動車税について前項の規定の適用があることとなつたときは、令附則第三十二条第四項に規定する者の申請に基づいて、当該徴収金を還付する。

3 前項の規定により還付を申請しようとする者は、規則で定める様式による申請書を知事に提出しなければならない。

4 対象区域内自動車(法第四百四十五条第一項に規定する自動車に限る。)が対象区域内用途廃止等自動車に該当することとなつた場合には、当該対象区域内自動車は、同条の規定の適用については、当該対象区域内自動車に係る警戒区域設定指示区域について警戒区域設定指示が行われた日以後同項に規定する自動車でなかつたものとみなす。

(広島県税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 広島県税条例の一部を改正する条例(平成二十三年広島県条例第二十七号)の一

部を次のように改正する。

附則を附則第一条とし、同条に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の一条を加える。

(不動産取得税に関する経過措置)

第二条 改正後の附則第十三条の三第一項及び第二項の規定は、平成二十三年三月十一日以後に取得された同条第一項に規定する代替家屋及び同条第二項に規定する代替家屋の敷地の用に供する土地の取得に対して課すべき不動産取得税について適用する。

附則

(施行期日)

第一条 この条例は、公布の日から施行する。

(平成二十三年四月二十一日における警戒区域設定指示区域に関する経過措置)

第二条 平成二十三年四月二十一日における第一条の規定による改正後の広島県条例附則第十三条の三第三項に規定する警戒区域設定指示区域(以下この条において「警戒区域設定指示区域」という。)であつて同年三月十二日において地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)附則第五十五条の二第一項第二号に掲げる指示(避難のための立退きに係るものに限る。)の対象区域であつた区域は、同条例附則第十三条の三第三項及び第四項、第十四条の五第一項、第十八条の二第一項及び第四項の規定の適用については、同年三月十一日から警戒区域設定指示区域であつたものとみなす。この場合において、同条例附則第十三条の三第三項中「警戒区域設定指示(平成二十三年三月十一日」とあるのは「平成二十三年三月十一日において警戒区域設定指示区域(同日」と、「掲げる指示をいう。以下同じ。)」が行われた日において当該警戒区域設定指示に係る警戒区域設定指示区域(警戒区域設定指示」とあるのは「掲げる指示(以下「警戒区域設定指示」という。))と、「同日から当該」とあるのは「同日から当該警戒区域設定指示区域に係る」と、同条第四項中「警戒区域設定指示が行われた日において当該警戒区域設定指示に係る」とあるのは「平成二十三年三月十一日において」と、「同日から当該」とあるのは「同日から当該警戒区域設定指示区域に係る」と、同条例附則第十四条の五第一項中「当該警戒区域設定指示区域に係る警戒区域設定指示が行われた日」とあるのは「平成二十三年三月十一日」と、同条例附則第十八条の二第一項中「附則第十四条の五第一項」とあるのは「広島県条例等の一部を改正する条例(平成二十三年広島県条例第三十七号)附則第二条の規定により読み替えて適用される附則第十四条の五第一項」と、同条第四項中「当該対象区域内自動車に係る警戒区域設定指示区域について警戒区域設定指示が行われた日」とあるのは「平成二十三年三月三十一日」とする。